

証券コード 2204
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**
代表取締役社長 鈴木 達也

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内） 3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamura.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、個人消費は物価の上昇や海外景気の下振れの懸念などから足踏み状態が続きました。

菓子・食品業界におきましては、食の安全・安心に対するお客様の関心が一層高まる中、根強い節約志向・低価格志向による販売競争の激化、物流コストや輸入原材料価格の上昇、変化するお客様ニーズへの対応など、経営環境は厳しさを増しました。

このような環境において、当中村屋グループは経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を具現化すべく、3カ年の経営計画「中期経営計画2015-2017」をスタートさせました。中期ビジョンに「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」を掲げ、「顧客視点の経営」「強みへの集中」「品質保証の徹底」「生産性の向上」「人材の育成」の5つの経営方針と「実行」「改革」「創造」の3つの行動指針のもと、持続的成長に向けた改革を進めました。

具体的には、菓子・食品・飲食の各事業で、多様化するお客様の価値観やライフスタイルに対応した新商品の開発を進めるとともに、既存商品についても不断の改良を行うことで、商品力の強化を図りました。またコンビニエンスストアや土産市場など、今後さらなる成長が見込まれるマーケットに向けて、各事業が自らの強みを活かした商品展開ならびに積極的な販路拡大に取り組み、併せて全社プロジェクトチームを編成し、具体的なテーマのもと事業の垣根を越えた活動をスピード感をもって展開することで、売上高の増大に努めました。さらに、不採算店舗の閉鎖などを実行し、それにより創出された経営資源を成長ビジネスにシフトさせることで、事業構造・収益構造の改革を推進しました。

以上のような経過の中で、当連結会計年度における売上高は、新宿中村屋ビルが開業2年目を迎えて、不動産賃貸事業、飲食事業が売上を伸ばしましたが、昨年に引き続き収益性の向上を目的とした戦略に基づき不採算店舗の整理を行ったことなどにより菓子事業での減収が上回り、41,368百万円 前年同期に対して223百万円、0.5%の減収となりました。

利益面につきましては、高騰を続ける原材料へ対策を講じたことや光熱費等の落ち着きにより売上原価が低減し、不採算店舗の整理による効率化も進み、営業利益は1,212百万円 前年同期に対し444百万円、57.9%の増益、経常利益は、1,251百万円 前年同期に対し316百万円、33.7%の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、743百万円 前年同期に対し302百万円、68.6%の増益となりました。

なお、前連結会計年度において、誤謬の訂正を行っており、遡及修正後の数値で前期比較を行っております。

連結売上高	41,368百万円	(前期比	223百万円減	0.5%減)
連結営業利益	1,212百万円	(前期比	444百万円増	57.9%増)
連結経常利益	1,251百万円	(前期比	316百万円増	33.7%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	743百万円	(前期比	302百万円増	68.6%増)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、昨年に引き続き「収益改善」を念頭に、積極的に新・改良商品を発売する一方、販売不振商品、不採算店舗の整理を推進しました。

贈答菓子類では、パイ生地に餡とダコワーズ生地を乗せて焼き上げた「トロワーズぱい」を新発売しました。主力商品「うすあわせ」「あんまかるん」「月餅」「アイリッシュケーキ」では上質化・増量などの改良に合わせて価格改定を行いました。米菓では、「花の色よせ」、発売15周年を迎えた「こがねはずみ」の品質・パッケージを改良しました。

パックデザート類では、百貨店販路向け主力商品「涼菓撰」は不振でしたが、新商品「涼彩あわせ」が好調に推移しました。量販店販路では、改良発売した「和水果」や和洋デザートを詰合わせた「いろいろ涼菓」が好調に推移しました。

土産販路では、駅ナカ・空港向けに限定発売した東京ショコラトリー「パリコロッテ」が好評を得たほか、「新宿カーいあられ」も順調に売上を伸ばしました。

ショップブランド「^{えんかてん}円菓天」では、カフェをイメージした新商品「^{カフェ}円菓天Cafe」を発売しました。^{くろい}「丸六^{ちや}八」では、フォーマルギフト用の品揃えを強化したほか、バームクーヘンなどの主力商品の品質・パッケージを改良し、合わせて価格改定を行いました。

また、新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカ^{ボンナ}Bonna新宿中村屋」では、定番の商品に加えお客様の要望を取り入れた新商品・季節の商品を発売しました。

中華まんじゅう類では、商品の企画・設計段階から「安全・安心」の確保と「収益改善」に努め、主力商品の改良と新商品の開発に積極的に取り組みました。百貨店・駅ビル販路では、「天成肉饅」で使用する野菜を全て国産に切替え、醤油も最高等級の丸大豆醤油を使用することで旨みを向上させ、「天成肉饅」では焙煎度の高い黒胡麻を使い、胡麻の風味・香ばしさを追求しました。また、これら改良と合わせて価格改定を行いました。量販店販路では、お客様の嗜好に合わせて生地をしっかりと柔らかくし、電子レンジで温めてもおいしく召し上がれるよう改良しました。また、品揃えの充実を図り、「濃厚ハヤシまん」を新発売しました。コンビニエンスストア販路では、「肉まん」「ピザまん」などの主力商品の改良を行うほか、甘みの強い安納芋を使用した「安納芋まん」やピンク色の「ハートの生チョコまん」などを発売しました。

以上のような営業施策を展開しましたが、菓子、中華まんともに売上が伸びず、菓子事業全体の売上高は減収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、「業務用食品」と「市販食品」の2つの事業形態で活動を展開しました。

業務用食品事業では、外食市場のトレンドを踏まえ、使用食材にこだわったスープ、パスタソースやハンバーグ用ソースなどの提案を積極的に行いました。また、新規取引先へ高品質なカレーソースを供給するなど販路拡大にも努めました。

市販食品事業では、レトルトカレーを中心にスパイスの風味や具材の旨みを向上させるなどの改良を行いました。また、昨年4月に原材料高騰に対応すべく発売以来初となる価格改定を実施しました。調理用中華ソース「本格四川」シリーズでは、麻婆ソースの好調に加え、夏季に発売した「怪味ソース」も売上高拡大

に寄与しました。さらに、成長するコンビニエンスストア向けにカレーソースの継続的な供給を図るなど、新たな取組みも強化しました。

以上のような営業活動を行いました。業務用食品事業の既存販路の落ち込みが響き、食品事業全体の売上高は減収となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、徹底した美味しさの追求と最善のサービスの提供に継続的に取り組み、お客様満足の向上に努めました。

直営レストランの主力業態である「オリーブハウス」「インドカリーの店」では、強みとなる商品の磨き上げに取り組みとともに、お客様のニーズを取り入れたメニューや季節・時節を意識したフェアメニューを積極的に打ち出し、新たなお客様の開拓とリピート利用の促進を図りました。また、昨年9月にオリーブハウス「新宿高島屋店」「川越アトレ店」の改装を行い、より居心地の良い店舗づくりに努めました。今年2月には、東武百貨店池袋店に中村屋伝統の洋食メニューを和風テイストに仕立てて提供する新業態の店舗「洋食レストラン新宿中村屋」をオープンしました。

新宿中村屋ビル地下2階「レストラン&カフェManna新宿中村屋」では昭和2年発売の純印度式カリーを中心にボルシチなどロングセラーメニューを提供し、多くのお客様にご利用いただきました。8階「レストランGranna新宿中村屋」では、昨年10月の1周年を期にメニューを新たにし、中村屋ならではのスパイスを生かした料理と日本ワインを提供しました。

以上のような営業活動を行った結果、売上高は増収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、笹塚NAビルの内装・外装の更新などを行い、快適なオフィス空間を提供することで満室稼動を維持しました。また、一昨年に開業した商業ビル「新宿中村屋ビル」の賃料収入も通期で寄与し、売上高は増収となりました。

(その他事業)

スポーツ事業におきましては、会員制スポーツクラブ「NAスポーツクラブA-1」において、新規会員獲得に向けたキャンペーンの実施やキッズ・シニア向けプログラムの強化などにより、運営の安定化に取り組みました。昨年6月に開店した小型フィットネスジム「NAスポーツクラブA-1EXRESS」西永福店も順調に会員数を伸ばし、売上高は増収となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 94 期 (平成27年 3 月期)	第 95 期 (当期) (平成28年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	29,649 ^{百万円}	29,127 ^{百万円}	△522 ^{百万円}	△1.8%
食 品 事 業	7,117	6,945	△171	△2.4
飲 食 事 業	2,935	3,119	184	6.3
不 動 産 賃 貸 事 業	1,060	1,295	235	22.2
そ の 他 事 業	830	882	52	6.2
合 計	41,592	41,368	△223	△0.5

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、減失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

今後の国内経済は、景気の緩やかな回復が期待される一方で、物価の上昇や消費税増税、社会保険料の負担増加などから、個人消費は引き続き低迷することが懸念されており、先行きは依然として不透明な状況にあります。当社の主力事業分野である菓子・食品業界においても、原材料価格の高止まりによる収益の圧迫、市場の成熟化と流通構造の変化、労働力人口の不足によるコストの増加、そして食の安全・安心や環境問題への対応強化が求められており、企業を取り巻く環境は一層厳しくなるものと予想されます。

このような厳しい環境の中でも、当社が持続的に成長し、ステークホルダーへの利益還元を果たすため、「中期経営計画2015-2017」の2年目においては、基本戦略である「『選択と集中』の徹底と実行」に基づいた施策を着実に実行し、中期ビジョンの実現に取り組みます。具体的には、各事業が自らの強みが活かせるビジネスへの集中化・重点化を推し進め、目標達成に向けた施策の絞り込みや集中的な資源配分を徹底します。また、不採算ビジネスの再編をスピードアップさせ、経営資源を有効活用すべく成長可能性の高いビジネスにシフトさせていきます。一方で、お客様のニーズ・ウォンツを的確に捉え、当社の企画開発力・技術力・営業力を最大限に発揮した中村屋ならではの商品・サービスを提供することで、顧客満足の上昇を図ります。併せて、全社最適の視点で業務の効率化を推進し、生産性を向上させることで、収益体質を強化します。

さらに、AIBフードセーフティシステムの効果的活用や監査体制の機能強化など、メーカーとして揺るぎない品質保証体制を構築すると同時に、生産および物流機能の整備による基幹商品の供給体制の拡充、人事制度改革による人材育成や女性が活躍できる施策などを推進させることで、将来に向けて企業基盤を強固なものにしていきます。

また「食」に携わる企業として、NPO法人や地域社会と協同で料理教室を開催するなど社会貢献活動に取り組むほか、創業者の精神に基づく芸術・文化支援活動についても、新宿中村屋ビル内の「中村屋サロン美術館」を機軸に展開していきます。

これらの取組みを全社一丸となって推進し、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を実践していくことで、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (平成25年 3 月期)	第 93 期 (平成26年 3 月期)	第94期 (平成27年 3 月期)	第95期 (当期) (平成28年 3 月期)
売 上 高	40,375 ^{百万円}	41,575	41,592	41,368
経 常 利 益	500 ^{百万円}	540	935	1,251
親会社株主に帰属する当期純利益	390 ^{百万円}	164	<u>440</u>	743
1 株当たり当期純利益	6.58 ^円	2.78	<u>7.45</u>	12.55
純 資 産 額	21,983 ^{百万円}	21,723	<u>23,315</u>	21,821
1 株当たり純資産額	373.22 ^円	368.00	<u>394.27</u>	368.40
総 資 産 額	35,921 ^{百万円}	36,891	39,767	40,178

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 過年度の決算において、会計上の誤謬が判明したため、第94期については、誤謬訂正後の数値(下線部分)を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
黒 光 製 菓 株 式 会 社	26 ^{百万円}	100.0 %	和菓子類の製造
株式会社エヌエーシーシステム	10	100.0	スポーツクラブの経営、駐車場等の運営・管理 および保険代理業

連結子会社は上記2社であり、持分法適用会社はありません。

当期の業績の状況につきましては、前記(1) 事業の経過およびその成果に記載のとおりです。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (70.4%)	中華まんじゅう、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (16.8%)	業務用食材（カレー、パスタソース等）、市販食品（レトルトカレー等）
飲食事業 (7.6%)	南欧風料理店、インドカレー料理店、インスタアペーカリー、洋食店
不動産賃貸事業 (3.1%)	オフィスビル賃貸、商業ビル賃貸
その他事業 (2.1%)	スポーツクラブの経営、保険代理業

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
①当社			
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	東営業所	千葉県野田市
研究開発室	神奈川県海老名市	南営業所	神奈川県海老名市
神奈川工場	神奈川県海老名市	北営業所	埼玉県熊谷市
食品工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
埼玉工場	埼玉県久喜市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
つくば工場	茨城県牛久市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
		福岡営業所	福岡県福岡市
②黒光製菓株式会社			
本社	東京都新宿区	—	—
工場	神奈川県厚木市		
③株式会社エヌイーシーシステム			
本社・事業所	東京都渋谷区	—	—

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	518 ^名	3 ^名
食品事業	98	△7
飲食事業	84	5
不動産賃貸事業	2	△3
その他事業	15	5
全社共通	113	3
合計	830	6

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均1,130名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,221 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,121
株式会社りそな銀行	686
株式会社三井住友銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 59,762,055株
(2) 株主数 9,927名 (前期末比490名増加)
(3) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
中村屋取引先持株会	5,491 ^{千株}	9.2%
株式会社みずほ銀行	2,909	4.9
三井不動産株式会社	1,800	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,740	2.9
日本製粉株式会社	1,301	2.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,151	1.9
日東富士製粉株式会社	1,110	1.9
豊通食料株式会社	1,100	1.8
株式会社りそな銀行	1,000	1.7
みずほ信託銀行株式会社	957	1.6

(注) 持株比率は、自己株式 (114,193株) を控除して計算しております。

なお、自己株式には「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」導入において設定した、従業員持株会信託口が保有する当社株式 418,000株を含めておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年2月20日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生の実現を図ることを目的として、「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしました。

本制度では、「中村屋従業員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)が、5年間に亘り取得すると見込まれる数の当社株式を、新たに設定された信託が予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	経営企画部門担当
取締役兼専務執行役員	小林 政志	営業本部統括 (菓子事業部、FF事業部、食品事業部、飲食事業部担当、SCM推進部、新宿ビル店舗営業部)
取締役兼専務執行役員	小林 恒	生産本部統括 (生産部門、購買部)、品質保証・研究開発部門担当
取締役兼常務執行役員	二本松 壽	管理本部統括 (CSR推進部門、経理・情報部門担当)
取締役兼執行役員	佐良土 理文	生産部門統括部長
取締役相談役	染谷 省三	
取締役	荒井 英夫	
常勤監査役	本間 忠男	
常勤監査役	吉岡 修一	
監査役	原 秋彦	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤) 公益財団法人日本サッカー協会監事
監査役	山本 光介	

- (注) 1. 取締役荒井英夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役原 秋彦、山本光介の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役荒井英夫氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、平成6年6月から現在まで引き続いて当社監査役に在任しておりますので、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役山本光介氏は、金融機関に長年に亘って勤務した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当期中に新たに就任した取締役
 平成27年6月26日付
 取締役兼執行役員 佐良土 理文
 7. 当期中に退任した取締役
 平成27年6月26日付
 取締役兼常務執行役員 杉山 敏行
 8. 取締役荒井英夫氏および監査役原 秋彦、山本光介の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(平成28年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当または主な職業
執行役員	小田川 聡	菓子事業部統括部長
執行役員	大野 正美	総務・人事部門統括部長
執行役員	伊賀 義晃	FF事業部統括部長
執行役員	鈴木 克司	食品事業部統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	8名	160,507千円	
監査役	4名	41,020千円	
合計	12名	201,527千円	(うち社外役員 3名 13,460千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役原 秋彦氏は盟和産業株式会社取締役、公益財団法人日本サッカー協会の監事を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況

社外取締役 (非常勤)	荒井英夫	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	山本光介	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「危機管理基本規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

イ. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ウ. 当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用する。

エ. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。

ウ. 代表取締役社長、取締役兼専務執行役員、取締役兼常務執行役員、取締役兼執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における事業の適正を確保するための体制

ア. 「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置する。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築する。

イ. 「危機管理基本規程」を策定し、それに基づきリスク管理の推進をグループ全体で行い、認識されるリスクを把握し、適切に管理していく。

ウ. 子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図る。

エ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査人が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 下記事項があるときは取締役、執行役員、内部監査人は監査役に報告する。
- （ア）会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生。
- （イ）違法または不正行為の発見。
- ウ. 当社グループの内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社グループの内部通報制度の運用により、監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。
- なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- オ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(9) その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は「執行役員会」、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を

制定し、全役職員に周知徹底しています。

イ. また、「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する等、コンプライアンスに関する体制を構築しています。

ウ. さらに、内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理しています。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理しています。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築しています。

イ. また、当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用しています。

ウ. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、随時見直しを図っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化しています。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図っています。

イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図っています。

ウ. 代表取締役社長、取締役兼専務執行役員、取締役兼常務執行役員、取締役兼執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図っています。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置しています。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築しています。

イ. 子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図っています。

ウ. また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告しています。

(6) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は「執行役員会」、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に出席するとともに、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる体制にしています。

イ. 取締役、執行役員、内部監査人は、会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生や違法または不正

行為を発見した場合は、監査役に報告する体制を取っています。

ウ. また、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、実効性の確保された監査役スタッフを置くこととしています。

エ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しています。また、監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換を行っています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは厳しい環境の中でも持続的に成長し、ステークホルダーへの利益還元を果たすため、「中期経営計画 2015-2017」の2年目においては、基本戦略である「『選択と集中』の徹底と実行」に基づいた施策を着実に実行し、中期ビジョンの実現に取り組みます。具体的には、各事業が自らの強みが活かせるビジネスへの集中化・重点化を推し進め、目標達成に向けた施策の絞り込みや集中的な資源配分を徹底します。また、不採算ビジネスの再編をスピードアップさせ、経営資源を有効活用すべく成長可能性の高いビジネスにシフトさせていきます。一方で、お客様のニーズ・ウォンツを的確に捉え、当社の企画開発力・技術力・営業力を最大限に発揮した中村屋ならではの商品・サービスを提供することで、顧客満足の向上を図ります。併せて、全社最適の視点で業務の効率化を推進し、生産性を向上させることで、収益体質を強化します。

さらに、AIBフードセーフティシステムの効果的活用や監査体制の機能強化など、メーカーとして揺るぎない品質保証体制を構築すると同時に、生産および物流機能の整備による基幹商品の供給体制の拡充、人事制度改革による人材育成や女性が活躍できる施策などを推進させることで、将来に向けて企業基盤を強固なものにしていきます。

また「食」に携わる企業として、NPO法人や地域社会と協同で料理教室を開催するなど社会貢献活動に

取り組むほか、創業者の精神に基づく芸術・文化支援活動についても、新宿中村屋ビル内の「中村屋サロン美術館」を機軸に展開していきます。

これらの取組みを全社一丸となって推進し、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」を実践していくことで、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社は、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」、「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めます。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

会社法改正に対応し、当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しています。また、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しています。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っています。

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告しています。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築しています。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しています。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年4月28日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、平成26年6月27日開催の当社第93回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,712,667	流動負債	5,049,190
現金及び預金	2,391,205	買掛金	1,507,967
受取手形	3,708	短期借入金	343,412
売掛金	4,224,144	リース負債	47,566
製成品	1,217,906	未払金	1,367,197
半製品	15,959	未払費用	581,929
仕掛品	49,608	未払法人税等	208,588
原材料	824,451	未払事業所税	24,484
貯蔵品	236,578	未払消費税等	290,107
前払金	154	前払り	40,257
前払費用	128,651	前受収益	22,896
繰延税金資産	409,775	賞与引当金	614,787
未収収入	47,171	固定負債	13,308,019
未収入金	153,542	長期借入金	4,084,637
仮払引当金	14,745	リース負債	101,864
倒引当金	△4,929	長期未払金	173,613
固定資産	30,465,089	繰延税金負債	841,380
有形固定資産	23,862,647	退職給付に係る負債	6,841,708
建物	7,979,357	資産除去債務	84,784
構築物	132,875	保証金	1,122,380
機械及び装置	1,455,727	役員退職慰労未払金	57,653
車両運搬具	596	負債合計	18,357,209
工具器具及び備品	264,878	純資産の部	
土地	13,748,156	株主資本	22,183,325
リース資産	141,959	資本金	7,469,402
建設仮勘定	139,100	資本剰余金	8,136,391
無形固定資産	262,790	利益剰余金	6,796,116
ソフトウェア	135,624	自己株式	△218,584
電話加入権	23,997	その他の包括利益累計額	△362,778
公共施設利用権	102,350	その他有価証券評価差額金	1,408,870
水道施設利用権	819	退職給付に係る調整累計額	△1,771,648
投資その他の資産	6,339,652	純資産合計	21,820,547
投資有価証券	5,515,945	負債及び純資産合計	40,177,756
繰延税金資産	5,408		
長期未収入金	5,280		
長期前払費用	20,592		
その他	799,949		
倒引当金	△7,521		
資産合計	40,177,756		

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		41,368,309
売 上 原 価		24,276,312
売 上 総 利 益		17,091,997
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,880,166
営 業 利 益		1,211,831
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,287	
受 取 配 当 金	94,326	
雑 収 入	45,039	141,652
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,429	
為 替 差 損	51,224	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	34	
雑 損 失	15,771	102,457
経 常 利 益		1,251,026
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	121,275	121,275
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,441	
減 損 損 失	63,907	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,400	78,748
税金等調整前当期純利益		1,293,552
法人税、住民税及び事業税	171,172	
法人税等調整額	379,568	550,740
当期純利益		742,812
親会社株主に帰属する当期純利益		742,812

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日残高	7,469,402	8,028,457	6,915,534	△257,717	22,155,676
誤謬の訂正による累積的影響額			△270,899		△270,899
遡及処理を反映した当期首残高	7,469,402	8,028,457	6,644,635	△257,717	21,884,777
当連結会計年度中の変動額					
税率変更に伴う影響額		101,854			101,854
剰余金の配当			△591,331		△591,331
親会社株主に帰属する当期純利益			742,812		742,812
自己株式の取得				△3,839	△3,839
自己株式の処分		6,079		42,973	49,052
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額					
当連結会計年度中の変動額合計	-	107,933	151,481	39,134	298,548
平成28年3月31日残高	7,469,402	8,136,391	6,796,116	△218,584	22,183,325

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日残高	1,496,083	△66,283	1,429,800	23,585,476
誤謬の訂正による累積的影響額				△270,899
遡及処理を反映した当期首残高	1,496,083	△66,283	1,429,800	23,314,578
当連結会計年度中の変動額				
税率変更に伴う影響額				101,854
剰余金の配当				△591,331
親会社株主に帰属する当期純利益				742,812
自己株式の取得				△3,839
自己株式の処分				49,052
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額	△87,213	△1,705,365	△1,792,578	△1,792,578
当連結会計年度中の変動額合計	△87,213	△1,705,365	△1,792,578	△1,494,030
平成28年3月31日残高	1,408,870	△1,771,648	△362,778	21,820,547

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。当該連結子会社は黒光製菓(株)、(株)エヌエーシーシステムの2社であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
持分法を適用していない関連会社の名称 山東豊龍食品有限公司
持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日（3月31日）と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

ア. 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

主として、総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

イ. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び不動産賃貸業を営む一部の事業所については、定額法を採用しております。なお、連結子会社中、(株)エヌエーシーシステムは定額法を採用しております。定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ウ. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

工. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（2年）による定額法により発生時より費用処理しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 誤謬の訂正に関する注記

(誤謬の訂正に関する注記)

当社は、過年度の課税所得計算に一部誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。これにより、当連結会計年度の期首の利益剰余金が、270,899千円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

21,660,533千円

5. 連結損益計算書に関する注記

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
菓子事業（営業所）	建 物	1,753千円
	計	1,753千円
飲食事業（飲食店舗）	建 物	41,896千円
	機 械 及 び 装 置	13,502千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	6,756千円
	計	62,154千円
合 計		63,907千円

当社資産のグルーピングは、飲食事業とその他事業のスポーツクラブについては、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の菓子事業（営業所）については、札幌営業所が移転したこと、飲食事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、ともに使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 59,762,055株

(2) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	591,331	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

イ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	592,299	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画や季節的変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、格付けの高い債券や金銭信託等及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループにおける輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社グループは、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち、27.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,391,205	2,391,205	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	4,227,852 △4,758		
	4,223,094	4,223,094	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,264,279	5,264,279	－
(4) 未収入金	153,542	153,542	－
資産計	12,032,120	12,032,120	－
(1) 買掛金	1,507,967	1,507,967	－
(2) 短期借入金	343,412	343,412	－
(3) 長期借入金	4,084,637	4,033,011	△51,626
(4) リース債務	149,430	147,266	△2,164
(5) 未払金	1,367,197	1,367,197	－
負債計	7,452,643	7,398,853	△53,790

(※) 受取手形及び売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	251,666
保証金 (※2)	1,122,380

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	2,391,205	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,227,852	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	—	—	30,852	—
合計	6,619,057	—	30,852	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	293,412	451,037	285,600	1,085,600	1,785,600	476,800
リース債務	47,566	41,227	32,591	19,999	6,767	1,279
合計	390,978	492,264	318,191	1,105,599	1,792,367	478,079

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当中村屋グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	88,209千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,553千円
時の経過による調整額	1,725千円
資産除去債務の履行による減少額	△13,704千円
期末残高	84,784千円

9. 賃貸等不動産に関する注記

当中村屋グループでは、東京都において賃貸用のオフィスビル(土地を含む)と商業ビル(土地を含む)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

平成28年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は240,644千円、賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は185,714千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、自社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額				連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
賃貸等不動産	6,544,453千円	△84,803千円	6,459,650千円	8,140,000千円
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	11,003,346千円	△189,511千円	10,813,835千円	12,300,000千円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

368円40銭

1株当たり当期純利益金額

12円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 重要な株式併合

平成28年4月27日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第95回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。

ア. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施いたします。

イ. 株式併合の内容

(ア) 併合する株式の種類

普通株式

(イ) 併合の方法

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

(ウ) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	59,762,055株
株式併合により減少する株式数（注）	53,785,850株
株式併合後の発行済株式総数（注）	5,976,205株

（注）株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値であります。

ウ. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1株当たり純資産額	3,684円04銭
1株当たり当期純利益金額	125円50銭

(2) 重要な事業の譲渡

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、当社の連結子会社である黒光製菓(株)と平成29年4月1日を事業譲受日とする事業譲渡契約書を平成28年5月13日付で締結いたしました。

12. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科	目		科	目	
流動資産		9,554,157	流動負債		5,010,522
現金及び預金	金形金品	2,263,965	買掛金	金	1,565,581
受取手形	金形金品	3,708	短期借入金	金	343,412
売掛金	品	4,207,949	長期借入金	金	39,837
製半製品	品	1,213,989	未払費用	金	1,353,417
仕掛品	品	11,663	未払法人税等	金	555,203
原材料	品	46,895	未払事業税	金	198,971
貯蔵品	品	808,218	未払消費税	金	18,205
前払費用	金	214,116	預り金	金	282,660
繰延税金資産	金	154	賞与引当金	金	36,574
未収収益	金	117,145	固定負債		11,429,353
短期貸付	金	402,341	長期借入金	金	4,084,637
未収入金	金	47,171	長期未払金	金	82,957
仮倒引当金	金	30,000	繰延税金負債	金	173,613
固定資産		30,358,737	退職給付引当金	金	1,607,429
有形固定資産		23,622,360	退職給付引当金	金	4,217,523
建物	物	7,877,689	資産除去損	金	83,825
構築物	物	125,732	役員退職慰労未払金	金	1,121,717
機械及び装置	具	1,438,368	負債合計		16,439,874
車両運搬具	具	596	純資産の部		
工具器具及び備品	品	244,808	株主資本		22,064,150
土地	地	13,678,972	資本金	金	7,469,402
建物	産	117,095	資本剰余金	金	8,136,391
建設仮勘定	定	139,100	資本準備金	金	6,481,558
無形固定資産		261,635	その他資本剰余金	金	1,654,832
ソフトウェア	ア	135,359	利益剰余金		6,676,941
電話加入権	権	23,927	その他利益剰余金	金	6,676,941
公共施設利用権	権	102,350	固定資産圧縮積立金	金	1,413,800
投資その他の資産		6,474,742	別途積立金	金	5,204,932
投資有価証券	券	5,515,945	繰越利益剰余金	金	58,208
関係会社株	式	224,735	自己株式		△218,584
長期前払費用	金	5,280	評価・換算差額等	金	1,408,870
その他の引当金	金	18,368	その他有価証券評価差額金	金	1,408,870
		717,935			
		△7,521			
資産合計		39,912,894	純資産合計		23,473,020
			負債及び純資産合計		39,912,894

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		40,630,830
売上原価		23,636,279
売上総利益		16,994,551
販売費及び一般管理費		15,801,851
営業利益		1,192,700
営業外収益		
受取利息	2,401	
受取配当金	94,326	
雑収入	39,352	136,079
営業外費用		
支払利息	35,425	
貸倒引当金繰入額	34	
為替差損	51,224	
雑損	15,741	102,424
経常利益		1,226,355
特別利益		
投資有価証券売却益	121,275	121,275
特別損失		
固定資産除売却損	13,441	
減損損失	63,907	
投資有価証券売却損	1,400	78,748
税引前当期純利益		1,268,882
法人税、住民税及び事業税	148,911	
法人税等調整額	379,419	528,330
当期純利益		740,552

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
平成27年4月1日残高	7,469,402	6,379,704	1,648,753	8,028,457	6,798,619	△257,717	22,038,761	1,496,083	23,534,844	
誤謬の訂正による累積的影響額					△270,899		△270,899		△270,899	
遡及処理を反映した当期首残高	7,469,402	6,379,704	1,648,753	8,028,457	6,527,720	△257,717	21,767,862	1,496,083	23,263,945	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
税率変更に伴う影響額		101,854		101,854	－		101,854		101,854	
剰余金の配当					△591,331		△591,331		△591,331	
当期純利益					740,552		740,552		740,552	
固定資産圧縮積立金の取崩					－		－		－	
固定資産圧縮積立金の積立					－		－		－	
自己株式の取得						△3,839	△3,839		△3,839	
自己株式の処分			6,079	6,079		42,973	49,052		49,052	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								△87,213	△87,213	
当事業年度中の変動額合計	－	101,854	6,079	107,933	149,221	39,134	296,288	△87,213	209,075	
平成28年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,654,832	8,136,391	6,676,941	△218,584	22,064,150	1,408,870	23,473,020	

(注) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
平成27年4月1日残高	1,228,322	5,204,932	365,365	6,798,619
誤謬の訂正による累積的影響額			△270,899	△270,899
遡及処理を反映した当期首残高	1,228,322	5,204,932	94,466	6,527,720
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
税率変更に伴う影響額	34,999		△34,999	－
剰余金の配当			△591,331	△591,331
当期純利益			740,552	740,552
固定資産圧縮積立金の取崩	△7,372		7,372	－
固定資産圧縮積立金の積立	157,852		△157,852	－
当事業年度中の変動額合計	185,479		△36,257	149,221
平成28年3月31日残高	1,413,800	5,204,932	58,208	6,676,941

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
 其他有価証券
 時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び不動産賃貸業を営む一部の事業所については定額法を採用しております。

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

長期前払費用

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数(11年)による定額法により投分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定年数(2年)による定額法により発生時より費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 誤謬の訂正に関する注記

(誤謬の訂正に関する注記)

当社は、過年度の課税所得計算に一部誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。これにより、当事業年度の期首の利益剰余金が、270,899千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	20,242,062千円
(2) 関係会社に対する債権債務	
短期金銭債権	54,086千円
短期金銭債務	108,129千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売 上 高	193,688千円
仕 入 高	634,878千円
営業取引以外の取引高	5,591千円

(2) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
菓子事業（営業所）	建 物	1,753千円
	計	1,753千円
飲食事業（飲食店舗）	建 物	41,896千円
	機 械 及 び 装 置	13,502千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	6,756千円
	計	62,154千円
合 計		63,907千円

当社資産のグルーピングは、飲食事業については各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については、事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の菓子事業（営業所）については、札幌営業所が移転したこと、飲食事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 532,193株

(注) 自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、当事業年度末の従業員持株会信託口が保有する当社株式数418,000株を含めて記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	184,831千円
退職給付引当金限度超過額	1,361,290
一括償却資産限度超過額	24,038
未払事業税	25,769
その他有価証券評価差額金	2,522
固定資産評価替差額金	1,626,992
繰越欠損金	104,077
その他の	268,005
繰延税金資産小計	3,597,524
評価性引当額	△115,518
繰延税金資産合計	3,482,006
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△624,039
その他有価証券評価差額金	△618,961
固定資産評価替差額金	△3,426,124
その他の	△17,968
繰延税金負債合計	△4,687,093
繰延税金資産の純額	△1,205,087

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては、30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が、76,013千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が60,580千円、その他有価証券評価差額金が34,627千円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ア. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	136,944千円	80,645千円	56,299千円
合計	136,944千円	80,645千円	56,299千円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

イ. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,130千円
1年超	47,170千円
合計	56,299千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

ウ. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	9,130千円
減価償却費相当額	9,130千円

エ. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (2) リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ア. リース資産の内容
主として、コンピュータネットワーク構築に伴う機器類等（有形固定資産）であります。
- イ. リース資産の減価償却の方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	88,209千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,598千円
時の経過による調整額	1,722千円
資産除去債務の履行による減少額	△13,704千円
期末残高	83,825千円

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	396円30銭
1株当たり当期純利益金額	12円51銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 重要な株式併合

平成28年4月27日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第95回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。

ア. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施いたします。

イ. 株式併合の内容

(ア) 併合する株式の種類

普通株式

(イ) 併合の方法

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

(ウ) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	59,762,055株
株式併合により減少する株式数（注）	53,785,850株
株式併合後の発行済株式総数（注）	5,976,205株

（注）株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値であります。

ウ. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1株当たり純資産額	3,963円04銭
1株当たり当期純利益金額	125円12銭

(2) 重要な事業の譲渡

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、当社の連結子会社である黒光製菓(株)と平成29年4月1日を事業譲受日とする事業譲渡契約書を平成28年5月13日付で締結いたしました。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記
当社は、連結配当規制の適用会社であります。
12. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 根 堅 次 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 高 砂 晋 平 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村屋の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 根 堅 次 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 高 砂 晋 平 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人至誠清新監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社中村屋	監査役会				
常勤監査役	本 間	忠 男	Ⓞ		
常勤監査役	吉 岡	修 一	Ⓞ		
社外監査役	原	秋 彦	Ⓞ		
社外監査役	山 本	光 介	Ⓞ		

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、普通配当として昨年と同様の1株につき8円50銭とさせていただきます、また、本年も株主の皆様のご支援にお応えすべく特別配当として1円50銭を加えまして、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額596,478,620円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、当社株式を株主様に安定的に保有していただくこと、また、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

19,904,400株

5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等の株主様の権利も変動はありません。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章	第2章
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>199,044,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,904,400株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 社外 独立役員 なか やま ひろ こ 中山 弘 子 (昭和20年2月6日生)	昭和42年4月 東京都入都 平成11年6月 同人事委員会事務局長 平成13年7月 同監査事務局長 平成14年11月 新宿区長 平成19年6月 東京エコサービス株式会社取締役社長(代表取締役) 平成27年6月 小田急電鉄株式会社取締役(非常勤) 現在に至る 平成28年4月 特別区人事委員会委員長 現在に至る	0株

- (注) 1. 中山弘子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山弘子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進し、幅広い経験およびそれに基づく知見を有しており、この経験および見識を生かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 中山弘子氏の選任が承認された場合、当社は中山弘子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。

第4号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役のうち本間忠男、吉岡修一の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ほん ま ただ お 男 (昭和29年5月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成21年4月 当社経理部長 平成24年6月 当社常勤監査役 現在に至る	21,000株
2	よし おか しゅう いち 吉 岡 修 一 (昭和28年4月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年3月 当社CSR推進室長 平成21年4月 当社CSR推進室長兼福祉会担当部長 平成21年10月 当社CSR推進室長兼福祉会常務理事 平成25年4月 当社CSR推進室長 平成25年6月 当社常勤監査役 現在に至る	12,000株

- (注) 1. 両監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本間忠男、吉岡修一の両氏を監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(本間忠男氏)

本間忠男氏は、長年に亘り、経理業務に携わっており、財務および会計に関して相当の経験と見識を有しており、経理部長を経て、平成24年6月より当社監査役を務めております。当社の業務に対し客観的な見地から適切な監査を行っており、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

(吉岡修一氏)

吉岡修一氏は、当社の営業部門および管理部門における豊富な経験と実績を有しており、CSR推進室長を経て、平成25年6月より当社監査役を務めております。当社の業務に対し客観的な見地から適切な監査を行っており、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

以上

第95回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「**麹町駅**」**麹町方面**出口1より徒歩4分

→出口1は、地上までエレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「**永田町駅**」

紀尾井町方面出口9a出口9bより徒歩3分

→出口9aは、エスカレーターが設置されています。出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「**永田町駅**」出口5より徒歩4分

→出口5は、エレベーター・エスカレーターが設置されています。会場への途中に坂があります。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。